

第 32 回 ノバルティス研究奨励金 応募要項

公益財団法人ノバルティス科学振興財団
〒105-6333 東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー29F
電話：03-6899-2100 / FAX：03-6899-2101
E-mail：foundation.japan@novartis.com
URL：http://japanfoundation.novartis.org/

1. 奨励金の趣旨

生物・生命科学、関連する化学および情報科学の領域における創造的な研究を助成
医薬品（未承認薬を含む）を人に対して用いることにより、医薬品の有効性又は安全性を明らかにす
る研究は選考対象としない。

2. 助成金額、件数

助成金額は 1 件 100 万円。37 件程度

3. 助成期間

助成期間は 1 年間。平成 31 年（2019 年）4 月 1 日～平成 32 年（2020 年）3 月 31 日
延長は認めない

4. 申請者の資格等

- (1) 日本国内で行われる研究が対象。申請者は原則として、博士号を有する研究者（2019 年 3 月末ま
でに取得見込みを含む）。国籍不問
- (2) 申請者の単独研究。申請者が中心の場合は共同研究も可
- (3) 当奨励金を過去に受領した研究者は、助成期間終了後 3 年間を経過していれば再応募可。
但し、前回とは研究目的を異にしていること。また、当奨励金を過去に受領した研究者が共同研
究者の場合も前回とは研究目的を異にしていること
- (4) 当財団の現選考委員の研究室に所属する研究者、現選考委員と共同研究を行う研究者は、申請者
となれない

5. 推薦者

- (1) 当財団の指定する大学・研究機関の長、研究科長、学部長、施設所長および病院長
- (2) 当財団の現任ならびに前任の理事、評議員（推薦枠外の研究機関の応募者に関しては、当事務局
で斡旋可。但し、8 月 15 日までに応募書類に必要事項記載の上、財団へメール又は郵送でご連
絡下さい。）

6. 推薦件数

1 推薦者から 1 件に限る（兼任の場合はどちらかで 1 件のみ）
推薦の権利を他者に譲ってはならない。

7. 申請方法

当財団ホームページ (<http://japanfoundation.novartis.org/>) に必要事項を記入。また HP からダウンロードした書式（応募申請書、推薦書）に記入後、下記要領で財団事務局に提出。応募申請書は見やすく簡潔に記入。図表も使用可(カラー可)。記入枠を広げる場合は最小限とし、応募申請書全体の枚数は 5 枚以下とする。印刷は両面コピー、左上をホチキス留め。推薦書の捺印は原則として公印。公印がない場合は、その旨を余白に記入し私印を用いる。財団関係者は私印。応募書類は原則として返却しない。

1) 応募申請書：書式に記入後、PDF ファイルをホームページに格納。ファイル名は、氏名(所属略称)申請書.pdf [例：ノバ太郎(○大)申請書.pdf]。併せて書面で 3 部送付(郵送等)

2) 推薦書：書式に記入・公印捺印後、PDF ファイルをホームページに格納。併せて捺印済み原本を送付

ファイル名は、申請者氏名(所属略称)推薦書.pdf [例：ノバ太郎(○研)推薦書.pdf]

書類やファイルはまとめてホームページに格納(いずれも 9/14(金)厳守)。外国人は英文の応募申請書も可。受付完了後 E-メール通知。

<提出物のチェック>申請時に要確認

・ファイル提出(ホームページに格納)

①応募申請書(PDF)、②推薦書(PDF、捺印済み)

・書類提出(書面で送付)

①応募申請書(3 部、両面コピー・左上ホチキス留)、②推薦書(捺印済み原本)

8. 申請受付期間

平成 30 年 (2018 年) 7 月 ～ 平成 30 年 (2018 年) 9 月 14 日 (金) 厳守

9. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会で決定 (平成 31 年 2 月下旬)

研究内容が最優先。奨励金の必要性、年齢(若い研究者)等も一部考慮

10. 採否の通知

平成 31 年 (2019 年) 2 月下旬。採否を推薦者、申請者の双方に通知

11. 奨励金の交付

平成 31 年 (2019 年) 4 月下旬頃、指定の銀行口座に振込

各研究機関の助成金取扱規定を参照し、委任経理金の場合はその手続きを行うこと

12. 奨励金の使途

応募申請書の記載通りの使用が原則(助成期間内に使い切ること)

奨励金を使わなかった場合、奨励金が余った場合は、原則返却

奨励金の使途を変更する場合は、当財団理事長の承認を得ること

奨励金は、贈呈対象の研究以外には使用できない(助成対象者の変更交代は不可)

奨励金対象の研究内容に、重要な変更が生ずる場合は、速やかに当財団事務局に連絡すること

応募者の所属機関の間接経費、一般管理費(オーバーヘッド)は、助成の対象とならない

13. 研究成果および会計報告

奨励金受領者は、研究成果と会計の報告書を平成32年5月末までに当財団に提出(必須)

報告方法(書式)は、平成32年4月頃、財団事務局より通知

研究報告書は、当財団ホームページ、年報等で公表される

会計報告は、領収書の提出は求めないが、使用后5年間保管のこと

14. 研究成果の公表、刊行

成果を公表する場合は、**公益財団法人ノバルティス科学振興財団**から奨励金を受けた旨を明記。英文

の場合は **The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science**。刊行後に別刷等を1部

財団事務局へ送付(Eメール送信可)

15. その他

上記の点に違反したとき、または贈呈対象者として相応しくない行為があったときは、申請資格を一定期間停止する、研究奨励金の返還を求める等のあることがある

選考や採否通知の日程は、変更されることがある

贈呈対象者氏名、所属機関、研究課題等は、報道機関、当財団ホームページ、年報等で公表される

内容によっては、所属機関・倫理委員会の前以っての審査を求めることがある